

キャスト・ベトナム・ニュース

CAST VIETNAM NEWS

2014年10月2日号
〔2014〕17)

税関のトラブルと対策① トラブルの実例紹介

弁護士法人キャスト

弁護士

松長 隆太【1】

コンサルタント

TRAN PHU SON



1. はじめに

ベトナムでは、税関関係の法令違反及び管轄税関との法令の解釈の相違等に起因して、輸入通関時に貨物を留め置かれることや、想定以上の関税の負担を強いられるトラブル等がしばしば見受けられます。

本稿では、実務上生じる主要なトラブルをご紹介します、これらのトラブルに関する詳細な法規制や考え得る対策は次回以降に順次ご紹介します。

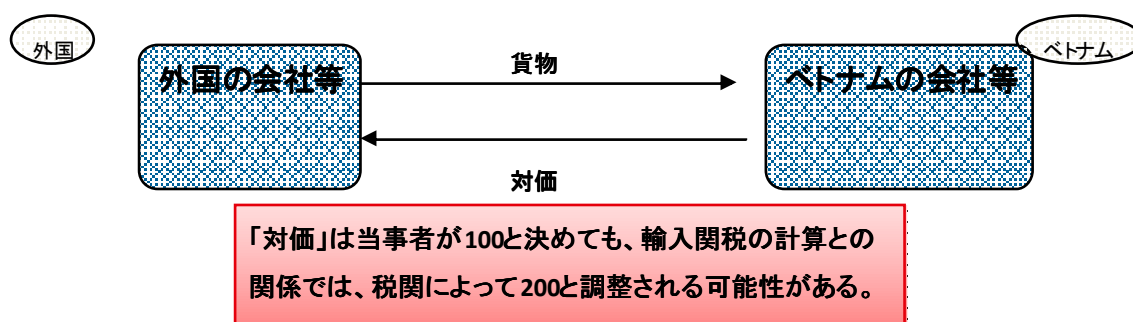
2. 関税評価に係るトラブル

関税評価は、ベトナムでは「税関価格の確定」(xác định trị giá hải quan) と呼ばれるもので、

¹ 本ニュースレターにおける日本の法律法規の解釈に関する部分及び日本語の原稿の起案を担当。

輸入者が納税する輸入関税【2】を計算する際のベースになる「税金計算価格」を法令の規定に基づいて確定することをいいます。

すなわち、貨物の輸入関税の金額は「税金計算価格×税率」で計算されますが、「税金計算価格」について輸出入取引を行う当事者が自由に決定できるとすれば、当事者が故意に輸入貨物の価格を低く設定することによって、ベトナムにおいて課税される輸入関税の金額を低くすることが可能となります。国の立場からすれば、このような行為によって納税額が減少することを防ぐ必要がありますので、貨物輸出入の当事者間で合意された価格が不当に低く設定されていると疑われる事情がある場合には、一定の法令上のルールに基づいて「税金計算価格」を計算し、輸入関税を課税することになります。



特に関税評価について疑いを受けやすいのは、ベトナム国内の会社が、ベトナム国外のグループ会社から貨物を輸入する場合です。

典型的には、ベトナム国内の販売会社がベトナム国外の親会社からベトナム国内販売用の製品を輸入しようとしたところ、その価格を問題視され、輸入通関を止められるケースがあります。また、輸入通関を止められなくても、事後的に追徴課税を受けるケースもありますので、注意が必要です。

しばしば見受けられるのは、「親子会社間の取引で、ベトナムの子会社で利益を出すために貨物を安い価格で輸入する」といった取引ですが、このような取引は関税評価のルールに違反したものである可能性が高く、税関からの指摘が正しいことも少なくありません。まずは関税評価に関する基本的ルールを理解した上で、税関の指摘が正しいか否かを検証する必要があります。

なお、関税評価が問題になるのは輸入関税が課税されるケースですので、免税取引の場合、保税取引の場合及び FTA によって輸入関税の税率 0% が適用される場合等には、原則として問題

² 輸出関税が課税される貨物については、輸出関税についても関税評価が問題になりますが、問題となる事例のほとんどは輸入関税に関するものですので、輸入関税のみに絞って検討します。

になりません。

3. 保税に係るトラブル

EPE はベトナム国外から原材料を輸入する際に輸入関税を納税する必要はありませんが、これは原材料が加工・組立等の後にベトナム国外に輸出されることを条件として輸入関税の徴収をペンディング（保税）されているだけの状態です。そうすると、原材料が加工・組立等の後に輸出されたことが税関において確認できない場合には、本来納税すべき輸入関税を納税せずに輸入したとの疑いを招くことになります。

このような疑いに対して EPE が証拠を持って合理的な説明をできなければ、輸入関税を追徴課税されるとともに、延滞税の納付を命じられ、行政罰を課せられると共に、刑事罰を受ける可能性も否定できません。

保税で輸入した原材料を何らの申告もせずに国内販売に回すのは当然許されませんが、実務上特に問題になりやすいのは、歩留率や不良品率の申告データと実績の食い違いに起因して、実在庫とデータ上の在庫の数・量がずれるケース、仕様変更等があったが会社内の関連部署間の連携が取れておらず、関連する税関への申告が行われないことによって、税関に届け出ているデータと会社内のオペレーションとがずれているケース、不良品の処分を適切に行わないケース、等が見受けられます。

保税で輸入した原材料の管理は非常に難しいものではありませんが、上記のようなリスクを踏まえて十分な対策を図ることが重要です。

上記に関連して、非 EPE 企業が輸入関税の還付を求める際にも、上記と同様の問題について「還付金額の減少」という場面で指摘を受けることがありますので、注意が必要です。

4. HS コードに係るトラブル

HS コードは、WCO (World Customs Organization) が制定する「HS 条約」(「商品の名称及び分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description Coding System) に関する国際条約」) に基づいて設定される貨物分類のためのコードで、ベトナムでは財務省が通達の形で制定しています³⁾。

HS コードによって輸入関税の税率が変わってくるため、税関と輸入申告者の間で輸入貨物の HS コード分類について認識の食い違いが発生し、税関から高い輸入関税率の HS コードへの変更を求められることがあります。輸入通関ができたとしても、事後的に指摘を受けて責任を追及されることもあるため注意が必要です。

また、FTA を利用して特別優遇税率で貨物を輸入しようとする際には、当該 FTA 適用のため

³⁾ 最新の通達は、2013年 11月 15日付け、「164/2013/TT-BTC」になります。

に貨物の輸出国において原産地証明書を取得する必要がありますが、当該原産地証明書の HS コードとベトナムの税関が認識する HS コードの間に食い違いが発生し、特別優遇税率を適用することができないケースもあります。

なお、税関の問題というよりも会社のライセンスの問題になりますが、ベトナムに設立した販売会社が、投資証明書の事業コードで認められた取り扱い製品でないものを輸入・販売したことによって、処罰を受けるケースもあります。

5. その他のトラブル

以上のほか、以下のような点でトラブルになるケースがあるのでご注意ください。

- ・中古設備の輸入通関を止められる。
- ・免税対象の設備輸入時に、免税要件を満たしていないということで税関から指摘を受け、納税を求められる。
- ・ベトナム国内販売用の商品のラベルの不備を指摘され、罰則を受ける、
- ・単純な税関申告書等の関連書類の記載の誤りについて指摘を受け、手続のやり直しが必要となる。

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958
Mail: info-v@cast-law.com

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。